

政策Ⅲ－１－（５）－①

「官から民へ」の改革に対する適切な対応

1. 目標等

達成すべき目標	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。
測定指標	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況 (「官から民へ」の改革に適切に対応していくためには、以下の重点施策を実施していくことが必要であり、施策に係る対応状況等により評価を行う。)

2. 平成18年度重点施策等

18年度 重点施策	郵政民営化・政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応
参考指標	① 郵政民営化関連政省令の整備状況 ① 郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 ① 政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応状況

3. 政策の内容

郵政民営化や政策金融改革に対する政府の方針に従い、金融庁として適切に対応していく必要があります。

4. 現状分析及び外部要因

平成17年10月14日、郵政民営化関連6法が成立し、19年10月1日から施行されることとなりました。

また、19年5月25日に株式会社商工組合中央金庫法が、19年6月6日に株式会社日本政策投資銀行法が成立し、それぞれ20年10月1日から施行されることとなりました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 郵政民営化への適切な対応

ア. 政令、内閣府令・総務省令の公布（18年7月26日）

郵政民営化法において、政令及び内閣府令・総務省令に委任されている郵便

貯金銀行・郵便保険会社が民営化当初において行うことができる業務範囲等について、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」（いわゆるビジネスモデル政省令）の整備を行いました。これらの政省令案は、郵政民営化委員会（18年5月17日）の審議及び行政手続法上の意見公募手続（18年5月27日～6月26日）を経て、同年7月26日に公布されました。

イ. 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について追加指示（18年8月24日）

日本郵政株式会社から18年7月31日付で実施計画の骨格の提出があり、これを受けて、郵政民営化委員会から「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」が提出されました。以上を踏まえ、実施計画の具体化にあたっては、郵政民営化委員会の所見に十分留意するよう指示を追加しました。

ウ. 郵政民営化の更なる推進に向け指示（19年1月26日）

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の上場を早期に実現するための具体的措置を検討すること及び日本郵政株式会社の株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐことを指示しました。

エ. 日本郵政株式会社が「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可申請（19年4月27日）

日本郵政株式会社は、郵政民営化法に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、認可申請を行いました。

オ. 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画について意見聴取（19年5月21日）

日本郵政株式会社より提出を受けた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会に対し、意見を求めました。

カ. 郵政民営化委員会が日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する意見を提出（19年6月8日）

当該意見においては、まず、当事者である承継会社等に望まれる事項等に関する基本的な認識が整理されています。次に実施計画と政府の方針との関係や留意点が具体的な意見として示され、更に当該意見提出以降における郵政民営化委員会の調査審議の進め方が付記されています。

キ. 郵政民営化等の施行に伴う関連政令・府令の整備

郵政民営化法の施行に伴い、「郵政民営化法施行令」の規定の整備を行い、郵政民営化委員会に対して意見を求めるとともに（19年6月4日）、政令案をパブリックコメントに付しました。（19年6月4日～7月4日）

また、郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令案」等を作成し、パブリックコメントに付しました。（19年6月29日～7月30日）

② 政策金融改革への適切な対応

第166回国会に株式会社商工組合中央金庫法案及び株式会社日本政策投資銀行法案が提出され、19年5月25日に株式会社商工組合中央金庫法が、同年6月6日に株式会社日本政策投資銀行法が、それぞれ成立しました。

(2) 評価

郵政民営化の施行までに必要な政省令等の整備や実施計画の作成手続等や政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応などについて、これまでのところ、順調に推移しており、政策の達成に向けての成果は上がってきているものと考えています。

6. 今後の課題

今後とも、引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要があります。

また、民営化後の郵便貯金銀行及び郵便保険会社並びに株式会社商工組合中央金庫に対する監督態勢の整備、及び検査態勢の強化のため、20年度において機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がり、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の作成手続等及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移していることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令
- ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
- ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画
- ・ 日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令
- ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見
- ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する郵政民営化委員会の所見
- ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について（追加指示）
- ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見について
- ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政令事項説明資料
- ・ 日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令案
- ・ 政策金融改革に係る制度設計
- ・ 株式会社商工組合中央金庫法
- ・ 株式会社日本政策投資銀行法

10. 担当課室名

総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課